

(大鏡五太政大臣兼家) 太政大臣兼家のおと、○中正暦元年七月二日うせさせ給ひにき、御年六十
二、出家せさせ給ひてしかば、のちの御いみななし。

〔伊呂波字類抄伊人事〕 謚イミナ 謚

〔類聚名義抄五言〕 謚シコナ イミナ 玄スル イム カカル

〔倭訓栞前編三〕 いみな 謚をよめり、忌名の義なり、生るに名といひ、死るに諱といふ、さるに續日

本紀に、先帝御名及朕之諱と見えたる、崩後に御名と稱するは、異邦の史にもあれども、在位に諱
といふは心得がたし、西土にもこれを犯せしもの多し、よて張世南が游官紀聞に委く辨せり、

〔四季草秋草上〕 一貴人の御名乘の事を、御諱といふは誤也、人の存生の時の名をば名と云ひ、死したる時は、其人の存生の時の名をば憚りいみてはす、謚をいふ也、これ子たる者は、父の名をいみ、臣たる者は、君の名をいむを禮とする也、故にいみなと云ふ也、此事唐の書にも見えたるに、ちかくは字彙にも、生曰名、死曰諱と見えたる、是を知らぬ人は、貴人のいまだ存生にて在るに御諱といふ人あり、是死人と同じくする也、いましき事にて甚無禮也、

〔授業編十〕 名字號

子生レテ、父コレニ名ヲ命ズ、左傳申繻ガ言詳ラカナリ、諱ハ死後ニ生時ノ名ヲ諱ユエニ諱ト云、禮記ノ檀弓ニ卒哭而諱トアリ、サレバ名諱ハ一ナレドモ、其義ヲ委シクイヘバヤ、長シ、字彙ニ生曰名、死曰諱トアルガ、俗ニ云手短ナレバ、初學ハ先ヅ左様ニ心得オクベシ、

〔日知錄二十三〕 生而曰諱

生曰名、死曰諱、今人多生而稱人之名曰諱、金石錄云、生而稱諱、見於石刻者甚衆、因引孝宣元康二年詔曰、其更諱詢以爲西漢已如此、蜀志劉豹等上言、聖諱豫覩、許靖等上言、名諱昭著晉書高頤言、范伯孫恂、恂率道名諱、未嘗經於官曹、束哲勸農賦場功畢、租輸至錄社長、台間師、條牒所領注列名